

# 院内感染対策に関する取り組み事項

## 院内感染対策に関する取り組み

### 1 感染防止対策に関する基本的考え方

当院では、日常生活動作や高次脳機能に障害を持つため、健康管理に援助を要する患者、周術期の患者、長期療養を要する患者、等の受け入れが多く、院内感染のリスクを最小限にするため、厚生労働省の定める感染対策加算 2 を算定する病院に求められる感染対策を職員全員が遵守し、標準予防策（スタンダードプリコーション）及び感染症経路予防策の観点に基づいた医療行為を実践します。また、病院内外の感染症情報を幅広く共有して、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応します。院内感染が発生した事例については、速やかに調査を行い、改善策を立てます。こうした基本姿勢をベースにした感染活動の必要性、重要性を全職員が認識し、病院全体として取り組みます。

### 2 感染対策に関する取り組み事項

#### 1) 院内感染対策組織に関する事項

当院の感染症対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなどの院内感染対策活動を行うために、院内に組織横断的な感染対策委員会、感染対策室、ICT（インフェクションコントロールチーム）を設置しています。

感染対策委員会は院長直属の院内感染対策に関することを検討、立案し、決定事項について感染対策室およびICTに実行指示を行う組織です。

感染対策室は感染対策業務を円滑に遂行するため、院内の感染対策にかかわる情報を一元的に収集し、情報の分析と評価を行い早急に業務に反映させるための組織です。感染対策室は感染対策委員会の下部組織であり、ICTに必要な指示を行い感染対策業務にあたります。

ICTは効果的な院内感染対策を実施するために、実践的な業務を担う組織です。ICTは感染対策委員会の指揮下にあり、感染対策委員会及び感染対策室の指示、助言を受け感染対策業務を行います。

#### 2) 院内感染対策教育に関する事項

全職員を対象にした感染対策に関する研修会を年 2 回開催しています。また、各部署に感染対策マニュアルを配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

#### 3) 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は感染対策室から各部署に知らせ、注意喚起を行います。感染対策委員会と情報を共有し、必要に応じ ICT に指示を行い、感染対策の周知や指導を行います。

#### 4) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、感染対策室と ICT が速やかに現状の確認、疫学的調査、感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止します。状況は随時、感染対策委員会に報告されます。届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて感染対策室が行政機関に報告します。地域の医療機関や神戸市保健所と速やかに連携し対応します。

#### 5) 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

#### 6) その他

- 1 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、B型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め健康管理に留意します。
- 2 院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の「院内感染対策マニュアル」を遵守します。マニュアルは、ガイドラインを参考に、改訂結果は病院職員に周知徹底します。

平成 28 年 4 月